

平成22年度ごみ・資源組成調査結果について

(環境部廃棄物政策課)

平成20年6月からの「新ごみ減量制度」の状況を継続的に把握するため、家庭・事業所から排出されるごみ・資源の組成調査を実施しました。

この調査は、地区ごとに数ヶ所サンプリングしたごみの内容について、種類ごとに構成割合(重量比)を調べるものです。

このたび、調査結果がまとまりましたので報告いたします。

1 家庭系

(1) 燃やすごみ(普通ごみ)

- 組成割合は、厨芥類(生ごみ)が最も多く44.5%、次いで紙類が31.1%となっています。
- 平成21年度と比較すると、各項目においてほぼ同じ割合になっています。
- 紙類31.1%の中には、分別収集の対象である新聞、雑誌・雑紙、段ボール、紙パックが16.2%含まれており、特に雑誌・雑紙の割合が高くなっています。(表1)
- 紙類のなかにはまだ資源物が含まれています。分別の徹底によりさらにごみを減らすことが可能です。

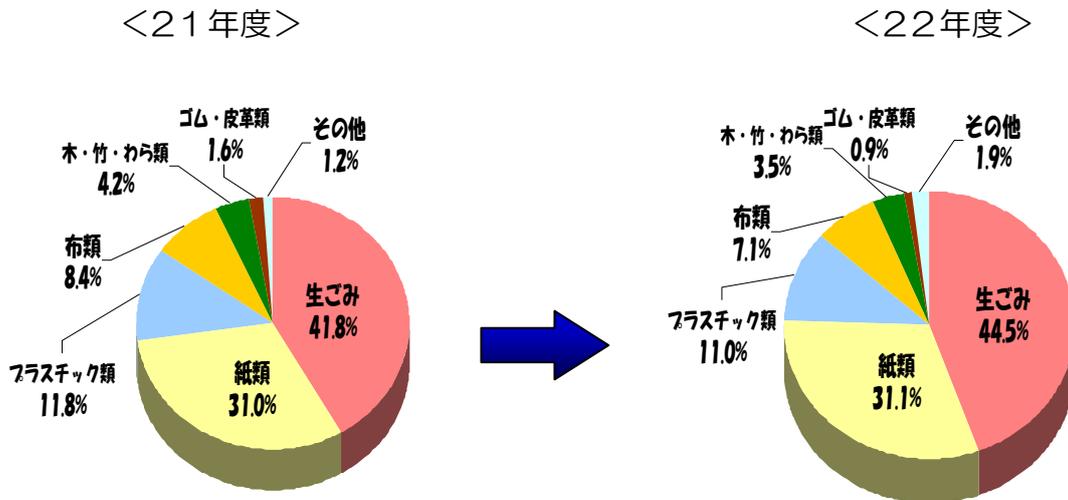


図1：燃やすごみ(普通ごみを含む)の組成割合(全市加重平均^{注1})

区分		21年度	22年度
資源物	新聞紙	3.4%	3.9%
	雑誌・雑紙	12.8%	11.4%
	段ボール	0.8%	0.6%
	紙パック※	0.4%	0.3%
	計	17.4%	16.2%
その他紙ごみ		13.6%	14.9%
計		31.0%	31.1%

注1：全市加重平均

地区ごとの調査結果に当該地区における年間排出量に乗じて足しあげ、全市年間排出量で割った数値。

表1：「紙類」の内訳

(2) 燃やさないごみ

○ 本来「燃やさないごみ」に分類されないプラスチック類やびん・缶などの異物が 20.1%含まれており、平成 21 年度の 17.2%から増加しています。金属類の割合が減少しています。

● 飲食用のびんや缶のほか、平成 22 年度からは化粧品びんも資源としてリサイクルが可能となりました。

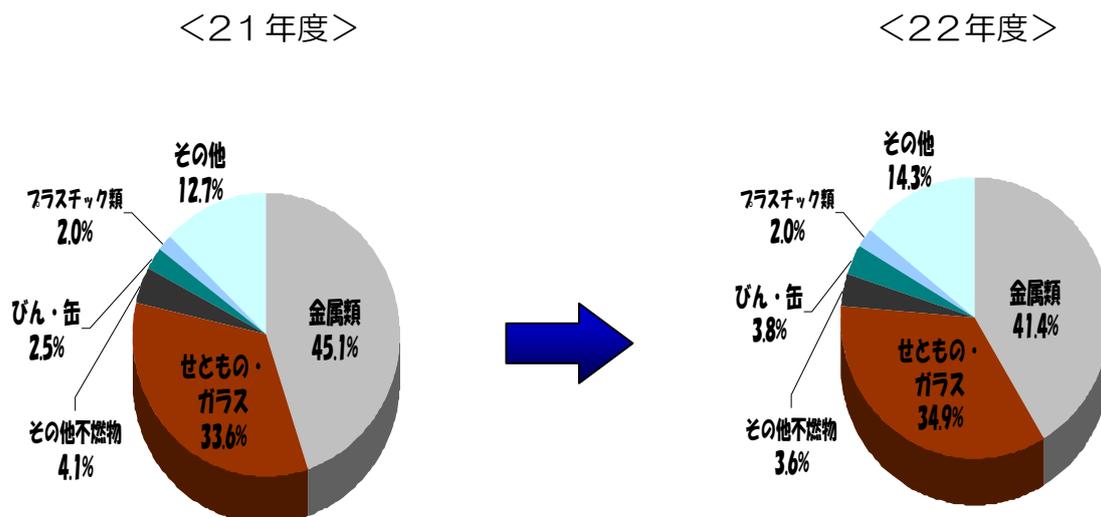


図 2：燃やさないごみの組成割合（巻広域除く全市加重平均）

(3) プラスチック製容器包装

○ 本来「燃やすごみ」に分類される容器包装以外のプラスチック（その他プラスチック）などを含む異物は 12.7%と平成 21 年度の 18.3%よりかなり減少しています。

● 今回の調査から、プラスチック製容器包装の分別意識が向上している様子がうかがえます。ひきつづき、分別のご協力をお願いします。

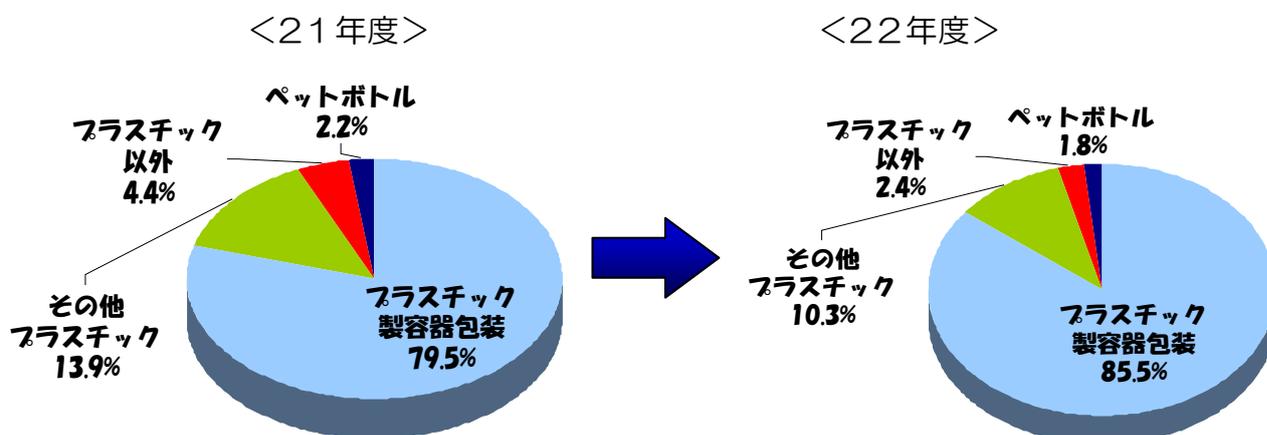


図 3：プラスチック製容器包装の組成割合（巻広域除く全市加重平均）

2 事業系

(1) 可燃ごみ（普通ごみ）

- 組成割合は、厨芥類（生ごみ）が最も多く37.6%、次いで紙類が35.8%となっています。
- リサイクルが可能な古紙類（新聞、雑誌・雑紙、段ボール、OA紙、紙パック）は、昨年度と比較して減少しています。（表5）
- 市の焼却施設への古紙搬入規制を平成20年6月から全市に拡大して実施しておりますが、まだ徹底されていません。事業者の方は古紙をリサイクルに回し、可燃ごみとしては排出しないようお願いします。

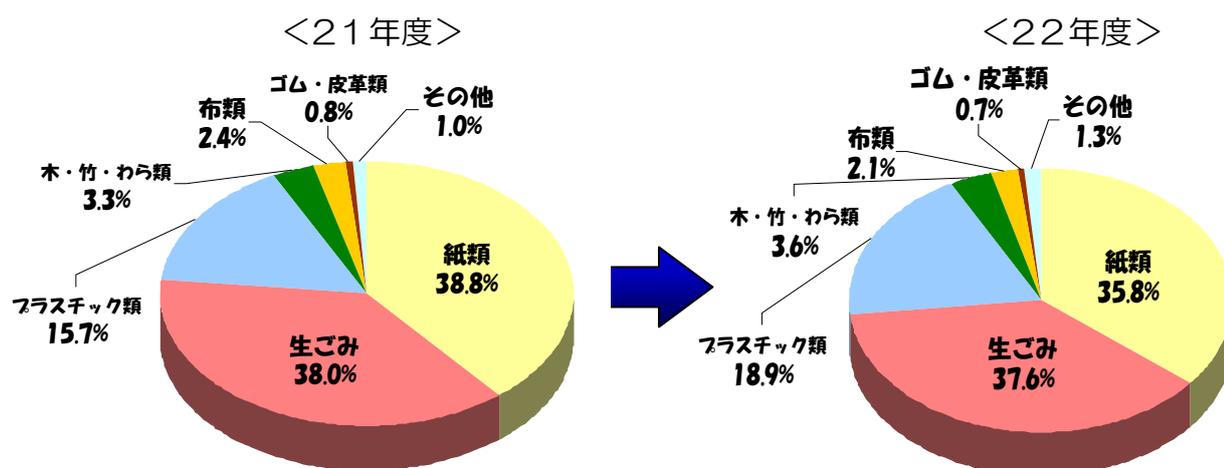


図5：可燃ごみ（普通ごみを含む）の組成割合（全市単純平均^{注2}）

区分		21年度	22年度
資源物	新聞紙	2.9%	2.9%
	雑誌・雑紙	12.2%	11.8%
	段ボール	1.6%	1.5%
	紙パック※	0.8%	0.6%
	OA紙	4.0%	3.4%
	計	21.5%	20.2%
	その他紙ごみ	17.3%	15.6%
	計	38.8%	35.8%

注2（前頁）：全市単純平均
調査したすべての検体の結果を足しあげ、全検体数で割った数値。

表5：「紙類」の内訳

(2) 不燃ごみ

- 組成割合は、びん類が最も多く 35.6%となっています。
- びん、缶、ペットボトルなど、資源化が容易なものの混入も多く、あわせて 53.1%となっています。
- プラスチックはリサイクル業者や産業廃棄物の許可業者に処理を委託して下さい。また、びん、缶、ペットボトルなどリサイクルが可能なものは出来るだけリサイクルするよう市の条例で定められています。市では事業系ごみ減量のためのリサイクルガイドラインを作成しておりますので、積極的なごみの減量をお願いします。

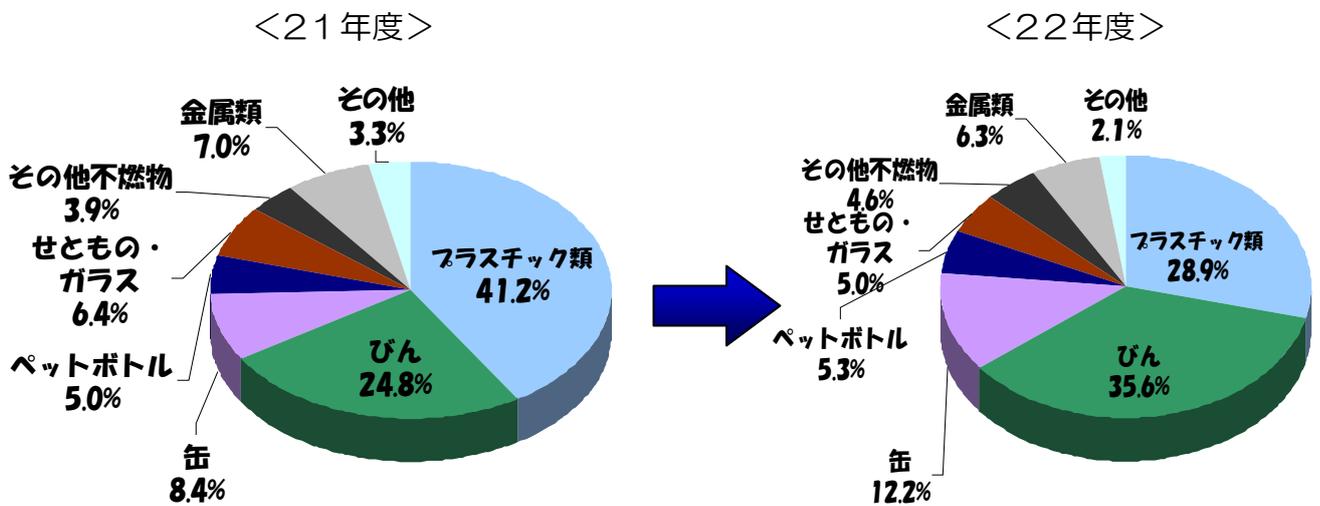


図6：不燃ごみの組成割合（全市単純平均）